

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、経営の透明性と効率性を高め、また、コンプライアンス経営の遂行と正しい企業倫理に基づいた事業展開で、企業価値向上と持続的発展を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本と考えております。当社では、この基本方針に基づき、健全でかつ透明性が高く、事業環境の変化に俊敏に対応できるコーポレート・ガバナンス体制の確立をめざし、経営監督機能と業務執行機能を分離する指名委員会等設置会社形態を採用しております。

当社では、指名委員会等設置会社形態を採用することにより、執行役が取締役会から大幅な権限移譲を受け、事業再編や戦略投資などの迅速な意思決定を図っております。業務執行をより適切にすすめるために全執行役を構成員とする執行役会を組織し、当社及びグループ全体に影響を及ぼす業務執行に関する重要事項について検討を行い、また、決裁基準を定めて執行役の責任・権限を明確化しております。経営監督機能である取締役会では、外部の客観的な意見を積極的に取り入れるべく社外取締役を招聘し、また、指名・監査・報酬の3つの委員会を設置し、権限の分散を図り、経営の透明性向上と監督機能の強化に努めております。

なお、当社では、コーポレートガバナンス・ガイドラインを制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4：政策保有株式】

（保有方針）

原則として政策保有株式は保有しませんが、当社の中長期的な持続的成長、企業価値の向上を目的とした銘柄に限定し保有します。

なお、上記方針のもと、保有株式26銘柄の内、2016年3月に14銘柄、更に2016年10月に1銘柄の全株式を売却し、2017年3月末時点では11銘柄の保有となっております。

（議決権行使）

当社の中長期的な企業価値向上の観点を踏まえて、議決権を行使しております。

【原則1-7：関連当事者間の取引】

取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引については、取締役会での決議事項であり、当該方針及び手続等については、当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第4条第9項に定めております。取引条件等については有価証券報告書等で開示しているとともに、取引の状況については、取締役会や監査委員会等を通じて、監視・監督しております。

コーポレートガバナンス・ガイドライン <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

有価証券報告書 <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/securities/>

【原則3-1：情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社ウェブサイト、決算説明資料等にて開示しております。

経営理念 <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/policy/>

決算説明資料 <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/presentations/>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針

上記「1. 基本的な考え方」や株主総会招集通知、当社コーポレートガバナンス・ガイドライン、当社ウェブサイトにて開示しております。

<http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

(3) 取締役・経営陣幹部（執行役）の報酬決定方針と手続

報酬委員会にて方針と手続を策定し、株主総会招集通知及び後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にて開示しております。

株主総会招集通知 <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/>

(4) 経営陣幹部（執行役）の選任と取締役候補者の指名方針と手続及び個々の選任・指名についての説明

取締役候補者は指名委員会にて選出し株主総会で選定、経営陣幹部（執行役）候補者は指名委員会が候補者リストを作成し、取締役会に付議、決定しております。なお、最高経営責任者の選任の方針、及び、取締役候補者の決定にあたって考慮すべき取締役会の構成や社外取締役の独立性については、当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに定めております。

<http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

個々の選任・指名については、選任・指名の理由や経歴等を、株主総会招集通知や有価証券報告書に記載しております。

株主総会招集通知 <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/>

有価証券報告書 <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/securities/>

【原則4-1-1：取締役会が経営陣幹部（執行役）へ委任する範囲の概要】

定款、取締役会規則等で規定している法定の取締役会専決事項や会社の基本方針、重要な経営判断に関する事項以外は、経営陣幹部（執行役）に権限委譲しております。

【原則4-8：独立社外取締役の活用】

「社外取締役の独立性基準」の要件を満たす独立社外取締役を4名選任しており、後記「その他独立役員に関する事項」や当社コーポレートガバナンス・ガイドライン、株主総会招集通知等にてその基準を開示しております。

コーポレートガバナンス・ガイドライン <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

株主総会招集通知 <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/>

【原則4-9：独立社外取締役の独立性と資質】【原則4-11-1：取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて取締役会の規模と構成について定めるとともに、社外取締役の独立性基準を制定し、後記「その他独立役員に関する事項」や当社コーポレートガバナンス・ガイドライン、株主総会招集通知等にてその基準を開示しております。

コーポレートガバナンス・ガイドライン <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

株主総会招集通知 <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/>

【原則4-11-2：取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その兼任状況と考え方】

社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じて、毎年開示を行っております。また、他社の役員を兼任されている社外取締役に関しては、取締役本人との相談の上、会議への出席率75%以上が保たれるよう、兼任する会社の数を合理的な範囲に留めており、その旨当社コーポレートガバナンス・ガイドラインで規定しております。

株主総会招集通知 <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/>

有価証券報告書 <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/securities/>

コーポレートガバナンス・ガイドライン <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

【原則4-11-3：取締役会全体の実効性の分析・評価・結果】

取締役会の実効性の評価につきましては、2015年度より取締役全員による討議を纏める形式で開始致しましたが、2年目となる今年度(期間：2016年6月～2017年5月)は、より一層のガバナンス機能の強化に向けて取締役会が機能しているか、取締役全員に対し、18項目の設問への5段階評価とその評価の理由などを自由に記述する、記名式の事前調査を個別に実施した上で、幅広く具体的な意見交換を行い、以下の3つの観点から自己評価を行いました。以下はその概要です。

(1)「取締役会として議論すべき内容と仕組み」について

議題内容の配分は、経営戦略が全体の40%、企業統治が同25%、事業運営他が同35%と、取締役会の権限と責任に照らして概ね適切に年間計画で設定されており、経営陣による適切なリスクテイクを後押しするガバナンスの仕組みは有効に機能しております。コーポレートガバナンスコードで期待されている企業戦略の大きな方向性については、今後中期経営計画の先を見据えた長期的方向性、経営資源の配分、外部連携などの議論を充実させていくことが必要であり、また、経営計画の実効性を高めるためには、次期経営幹部の育成計画に取締役会として深く関与していくことが必要であることを確認しました。

(2)「取締役会の構成と役割に応じた実効性」について

独立社外役員は8名中4名であり、取締役会全体として会社経営経験者、公認会計士、企業会計・財務の経験者、女性経営学者、弁護士など高い専門性・見識を有する多様な構成となっております。2016年度に監査委員会は15回、報酬委員会は4回、指名委員会は5回開催されておりますが、報酬委員会および指名委員会はその役割に応じて、より一層の委員会活動の充実により実効性の確保を図るべきであり、両委員会メンバーの構成内容についても、今後の検討が求められることを確認しました。

なお、監査委員会において監査の実効性の自己評価を行いました。監査委員会から執行側への提言に対しては迅速に対応が図られ実効性は確保されています。監査委員会、内部監査部門、会計監査人による三様監査連携は実務レベルに深化させた定例会も新たに設け、海外子会社の会計監査人とも直接コミュニケーションを行い、リスク情報の共有と監査品質の向上を図ることにより、監査の実効性と効率性は高まりました。昨年度に課題とした国内外グループ会社監査役との連携によるガバナンス強化については、各監査役から監査活動の報告を受け、ガバナンス体制の不十分な会社には改善を求めると共に必要な人材手当を執行側に要望し改善が進みました。また、コーポレートガバナンスコードで求められている企業価値の持続的向上については、監査時に資本効率の検証と評価を行っていますが、資本コストを意識した経営の事業ラインへの浸透が課題として認識されました。来年度は、資本効率の向上施策についてより深く精査し、企業価値向上に資する監査活動に力を入れると共に、引き続き海外子会社のリスクが高いことから、各社のガバナンス体制の有効性の検証を進めてまいります。

(3)「取締役会の開催・計画・実運営」について

2016年度に取締役会は13回開催され、原則として毎月開催の頻度は適切であり、年間計画も予め各取締役の意見などを反映した、バランスの良い内容となっております。実運営においては、議題内容の事前説明は十分に行われ、その際に出された質問や意見などへの対応は適切であり、各取締役が自由に発言できる雰囲気の中、オープンな議論がなされており、審議時間も十分にとられておりますが、資料及びプレゼンテーションの質やボリュームについてはばらつきが見られますので、報告様式の統一化などの更なる工夫が必要であることを確認しました。

【原則4-14-2：取締役に対するトレーニングの方針】

取締役がその役割・責務を十分果たすことができるよう、就任の際、及び就任後も継続的に、当社の事業・財務・組織・課題等に関する必要な知識について、各取締役に適したトレーニングの機会を取締役室と連携をして、計画・提供をしており、その旨当社コーポレートガバナンス・ガイドラインで規定しております。

<http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/pdf/CL-19.pdf>

【原則5-1：株主との建設的対話の方針】

(1) 対話に対する姿勢

株主を含む投資家との対話(面談)はIR担当の経営戦略本部広報部が担い、取締役及び経営陣幹部(執行役)の同席を希望する場合は、関心内容や日程等を踏まえ、必要に応じ取締役及び経営陣幹部(執行役)が面談に臨んでおります。

(2) 建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

体制としてはIR部門に加え、コーポレート部門・各事業部門と連携し、株主・投資家との建設的対話に努めております。具体的には、経営戦略本部長が統括し、IR担当部門、経理・財務部門、総務・法務部門、各事業部門等と連携をとった対応をしております。また、各種社内会議へのIR担当の参加を通じ、社内情報を共有するなど、株主との建設的な対話促進に活かしております。

(3) 対話の手段

個別面談以外では、通期・第2四半期に決算説明会を開催し、第1四半期・第3四半期に電話会議・スモールミーティングを開催しております。また、証券会社主催のスモールミーティング等にも参加しているほか、事業所見学会も行っています。

これらの説明会における説明内容は、当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/presentations/>

(4) IR活動状況の取締役及び経営陣幹部(執行役)へのフィードバック

株主・投資家の皆様との対話内容は、取締役及び経営陣幹部(執行役)に対し適時、適切に報告しております。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方針

当社は、情報の管理・開示に関する社内規則等を制定し、証券取引に関する法令に定める内部者取引(インサイダー取引)の防止に努めています。

なお、当社ウェブサイトのIRポリシーにも株主との建設的対話の方針について記載をしておりますので、ご参考ください。

<http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/policy/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日立製作所	33,471,578	29.95
SGホールディングス株式会社	32,349,700	28.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,326,300	4.77
全国共済農業協同組合連合会	2,793,900	2.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,668,200	2.39
ジェービー モルガン チェース バンク 380684	1,903,700	1.70
日立物流社員持株会	1,426,574	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,292,900	1.16
GOVERNMENT OF NORWAY	1,088,707	0.97
福山通運株式会社	1,038,210	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

「大株主の状況」は、2017年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

株式会社日立製作所は、当社の30%(議決権比率)を所有し、主要株主に該当します。

当社の取締役会は、株式会社日立製作所の元役員1名のほか、同社及びそのグループ企業とは兼務関係がない取締役(社外取締役5名、社内取締役2名)を含む合計8名で構成されており、さらに、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ている社外取締役4名が就任していることから、当社独自の経営判断を行うことができる状況にあると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩田 真二郎	他の会社の出身者											
浦野 光人	他の会社の出身者											
原田 恒敏	公認会計士											
總山 哲	弁護士								○			
馬越 恵美子	学者											
丸田 宏	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
岩田 真二郎					_____	株式会社日立製作所の副社長等を歴任し、会社経営の経験が豊富で、その経験と能力を当社の経営に十分に発揮いただけると考えております。 [所属会社と当社間の取引関係(前連結会計年度)]株式会社日立製作所:8,304百万円(運送及び作業受託額)

浦野 光人	○	○	○	2011年6月 横河電機株式会社 社外取締役(現在) 2013年6月 株式会社ニチレイ 相談役(現在)、株式会社りそなホールディングス 社外取締役(現在)、HOYA株式会社 社外取締役(現在) 2014年6月 当社社外取締役(現在)	製造業及び物流業の経営者として経営の効率化に取り組んでこられ、また、数多くの企業の社外役員を歴任するなど、経営者として高い見識と豊富な経験を生かし当社の経営にご尽力いただけてと考えております。 【独立役員として指定した理由】 浦野光人氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」の何れにも該当しないことが確認され、当社社外取締役として独立した立場にあり、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、独立役員として指定致します。
原田 恒敏	○	○	○	1992年5月 新日本有限責任監査法人 代表社員 2009年7月 公認会計士 原田恒敏事務所 代表(現在) 2012年6月 当社社外取締役(現在)	監査法人で長年企業会計に携わっており、業務執行の監査・監督を中心にその知識と経験を活かし当社の経営にご尽力いただけてと考えております。 【独立役員として指定した理由】 当社は、新日本有限責任監査法人を会計監査人としてありますが、原田恒敏氏は同法人を既に退職しており、社外取締役個人が直接の利害関係を有するものではございません。また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」の何れにも該当しないことが確認され、当社社外取締役として独立した立場にあり、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、独立役員として指定致します。
總山 哲			○	2005年4月 名古屋高等検察庁 刑事部長 2006年8月 東京高等検察庁 公安部長 2008年1月 最高検察庁 検事 2008年10月 佐賀地方検察庁 検事正 2010年1月 長野地方検察庁 検事正 2010年10月 福岡地方検察庁 検事正 2012年8月 第一東京弁護士会弁護士登録、大谷法律事務所入所 2013年1月 東京エクセル法律事務所開設 パートナー 2014年12月 總山法律事務所 開設(現在) 2016年6月 当社社外取締役	直接会社経営に関与したことはありませんが、検事・弁護士として活躍されており、法律・コンプライアンスに関する豊かな経験と見識を有しておられ、コンプライアンス経営の推進にご尽力いただけてと考えております。 【独立役員として指定した理由】 總山哲氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」の何れにも該当しないことが確認され、当社社外取締役として独立した立場にあり、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、独立役員として指定致します。
馬越 恵美子			○	2002年4月 桜美林大学経営政策学部(現ビジネスマネジメント学群)教授、(経済経営学系)教授及び同大学院経営学研究科教授(現在) 2007年12月 東京都労働委員会公益委員 2014年6月 当社社外取締役(現在) 2016年3月 アクサ生命保険株式会社社外取締役(現在)	経営学者として国際経営学に精通しており、また、東京都労働委員会の公益委員を歴任するなどその知識と経験を活かし当社の経営にご尽力いただけてと考えております。 【独立役員として指定した理由】 馬越恵美子氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」の何れにも該当しないことが確認され、当社社外取締役として独立した立場にあり、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、独立役員として指定致します。
丸田 宏			○	———	海外での勤務経験も豊富であり、また、財務に関する深い知見を有していることからその知識と経験を活かし当社の経営にご尽力いただけてと考えております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査委員会	3	1	0	3	社外取締役
-------	---	---	---	---	-------

【執行役関係】

執行役の人数	16名
--------	-----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
中谷 康夫	あり	あり	○	○	なし
飯田 邦夫	なし	なし	×	×	なし
神宮司 孝	なし	あり	×	×	なし
飯野一郎	なし	なし	×	×	なし
佐藤清輝	なし	なし	×	×	なし
畠山 和久	なし	なし	×	×	なし
林 伸和	なし	なし	×	×	なし
前川 英利	なし	なし	×	×	なし
鹿志村 一俊	なし	なし	×	×	なし
駒村 文雄	なし	なし	×	×	なし
高木 宏明	なし	なし	×	×	なし
時枝 利実	なし	なし	×	×	なし
長尾 清志	なし	なし	×	×	なし
西川 和宏	なし	なし	×	×	なし
萩原 靖	なし	なし	×	×	なし
藤谷 寛幹	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員会を含む各種委員会及び取締役会の職務を補助する専任の組織として取締役室を設け、執行役の指揮命令に服さない従業員を置いております。取締役室に所属する従業員の執行役からの独立性を確保するため、監査委員会は取締役室の人事異動につき事前に報告を受け、必要な場合は人事担当執行役に対して変更を申し入れることができます。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査委員会と会計監査人の連携状況

監査委員会と会計監査人は、当該事業年度に関する監査計画を策定し、会計監査人はその計画に基づき監査を行います。会計監査人は監査結果を監査委員会に報告し、監査委員会は、会計監査人による監査の方法やその結果の妥当性について判断します。

(2015年6月～2016年6月までの監査委員会と会計監査人の会合頻度及び内容)

監査計画の聴取1回(2015年7月)、四半期レビュー結果の聴取3回(2015年7月、2015年10月、2016年1月)、期末監査結果の聴取1回(2016年5月)、内部統制監査結果の聴取1回(2016年6月)

(当社の会計監査人)

新日本有限責任監査法人(公認会計士 尾崎隆之 及び 田中卓也)

2. 監査委員会と内部監査部門の連携状況

当社は、業務運営の状況を把握し改善を図るため、執行役の指揮下にある監査室、財務戦略本部、人事総務本部、グリーンロジスティクス推進部、安全管理本部、情報セキュリティ本部、AEO・輸出管理本部が監査を実施し、監査委員会の指揮下にある取締役室と連携し、監査委員会の職務を補助しております。

監査委員会は、取締役及び執行役の職務遂行の適法性・妥当性について、内部監査部門からの監査結果の聴取や実査を交えながら確認し、事業推進に伴うリスクを継続的に監視しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役の独立性があると判断します。

(社外取締役の独立性基準)

1. 当社の前事業年度末の発行済株式総数の10%以上(間接保有分を含む)を保有する企業、団体の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人及びそれに準じる者(以下総称して「会社関係者」という)又は最近5年間に於いて会社関係者だった者
2. 1の企業、団体の子会社の会社関係者
3. 当社が前事業年度末の発行済株式総数の10%以上(間接保有分を含む)を保有する企業、団体の会社関係者
4. 当社の前連結会計年度売上収益の2%以上を占める会社の会社関係者、又は最近5年間に於いて会社関係者だった者
5. 取引先の前事業年度連結売上高の2%以上を当社並びに連結子会社が占める会社の会社関係者、又は最近5年間に於いて会社関係者だった者
6. 当社の連結総資産の2%以上の金額の借入金金融機関の会社関係者、又は最近5年間に於いて会社関係者だった者
7. 当社から役員報酬以外に、過去5年間に於いて、年間1,000万円以上(複数の事業年度に係る場合は対象事業年度平均)の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家あるいは法律専門家である者
8. 当社から前事業年度に年間1,000万円以上の寄付金、協力金等を受領した者あるいは受領した団体に所属する者
9. 当社又は連結子会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは連結子会社の会社関係者
10. 上記1から9のいずれかに掲げる者(役員等の重要な役職者でない者を除く)の配偶者又は二親等内の親族
11. 当社または連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、又は支配人その使用人、(以下「業務執行者」という)、または過去10年以内に業務執行者であった者、及び当社又は連結子会社の会社関係者の配偶者又は二親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

執行役の業績連動報酬は、年収の概ね3割から4割となる水準で基準額を定め、業績及び担当業務における成果に応じ、一定の範囲内で決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役の報酬については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

株主総会招集通知 <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/>

有価証券報告書 <http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/securities/>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 方針の決定の方法

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬の額の決定に関する方針を定めております。

2. 基本方針

他社の支給水準を勘案の上、当社役員に求められる能力及び責任に見合った報酬の水準を設定いたします。

3. 取締役報酬

取締役の報酬は、月俸及び期末手当で構成されております。月俸は、常勤・非常勤の別、役職を反映し、期末手当は月俸を基準に年収の概ね1割の水準で予め定められた額を支払うものとし、会社の業績により減額することがあります。なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しません。

4. 執行役報酬

執行役の報酬は、月俸及び業績連動報酬で構成されております。月俸は役位に応じた基準額に査定を反映して決定いたします。業績連動報酬は、年収の概ね3割から4割となる水準で基準額を定め、業績及び担当業務における成果に応じて、一定の範囲内で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、監査委員会の指揮下にある取締役室と、執行役の指揮下にある人事総務本部が、社外取締役の職務執行を補助しております。取締役会の開催にあたっては、事前に議題の内容について説明を行い、その他の事項についても、随時、報告・説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行機能について

当社では、指名委員会等設置会社を採用することにより、執行役が、取締役会から業務執行に関する大幅な権限委譲を受け、事業再編や戦略投資などの迅速な意思決定を図っております。

業務執行をより適切に進めるために全執行役を構成員とする執行役会(原則、毎月2回開催)を組織し、当社及びグループ全体に影響を及ぼす業務執行に関する重要事項について検討を行い、また、決裁基準を定め、執行役の責任・権限を明確化しております。(本報告書提出日現在において、取締役会を構成する8名(男性7名・女性1名)の取締役のうち、社外取締役は6名です。また、本報告書提出日現在において、執行役は18名(全て男性)です。)

2. 監査・監督、指名、報酬決定等の機能について

当社では、取締役会内部に、社外取締役が過半数を占める指名・監査・報酬の3つの委員会を設置し、権限の分散を図り、監督機能を強化しております。

(1) 指名委員会(3名(全て男性):社外取締役2名、取締役・執行役社長)

- ・ 主な役割 ... 取締役候補者の選定等
- ・ 基本方針 ... 過去の実績や人柄などを総合的に勘案し適任者を選定します。
- ・ 開催回数 ... 年3回(2015年度実績)
- ・ 事務局 ... 取締役室

(2) 監査委員会(3名(全て男性):社外取締役3名)

- ・ 主な役割 ... 取締役及び執行役の職務執行の監査並びに監査報告書の作成等
- ・ 基本方針 ... 会計監査人・内部監査部門と連携し、取締役・執行役の職務執行を適法性及び効率性の観点から監査し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努めます。
- ・ 開催回数 ... 年14回(2015年度実績)
- ・ 事務局 ... 取締役室

(3) 報酬委員会(3名(全て男性):社外取締役2名、取締役・執行役社長)

- ・ 主な役割 ... 取締役及び執行役の報酬の決定
- ・ 基本方針 ... 他社の支給水準を勘案の上、当社取締役及び執行役に求められる能力及び責任に見合った報酬の水準を設定します。
- ・ 開催回数 ... 年6回(2015年度実績)
- ・ 事務局 ... 取締役室

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、健全かつ透明性が高く、事業環境の変化に俊敏に対応できるコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指し、経営監督機能と業務執行機能を分離する指名委員会等設置会社形態を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様にご覧に総会に出席していただけるよう、集中日を回避した開催日設定を行うことを基本としております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン、携帯電話等を利用した電磁的方法による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳を作成、当社ウェブサイトに掲載しております。 http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/
その他	招集通知の記載において、図表やUDフォントを使用するなど、見やすい表記に努めております。 また、当社ウェブサイト招集通知等を開示しております。 http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/meeting/

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトの株主投資家向け情報に掲載しております。 http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象としたIRセミナーへの参加やWebサイトのページ開設を行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・期末の決算発表時に説明会を開催しております。 また、第1四半期、第3四半期の決算発表時には、電話会議、スモールミーティングを開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の機関投資家を対象として、当社グループの業績及び経営戦略について説明するため、当社執行役等が個別訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・説明会での配布資料の他、有価証券報告書・事業報告書・アニュアルレポートなどを掲載しております。なお、IRに関する情報は、当社ウェブサイトの株主投資家向け情報に掲載しております。 http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	(IR担当部署) 経営戦略本部 広報部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念及び行動指針にて、顧客や従業員をはじめとするステークホルダーに対し、その立場を尊重する旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	物流事業により生じる環境への影響を考慮し、モーダルシフトの拡充や共同物流の推進・低公害車への代替等に取り組んでいます。企業として果たすべき責任を認識し、ステークホルダーとの信頼関係を築くべく、グループ一体となってCSR活動を推進するために、「CSR推進本部」を設置しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	多様なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、様々なコミュニケーションを通じてステークホルダーへの責任ある対応を行っております。 「CSR報告」は「アニュアルレポート」(日本語・英語)に掲載しております。 http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/annual/
その他	・女性役員の登用状況について 当社では、社外取締役1名が女性となっております。 ・ダイバーシティ推進について 当社は、女性をはじめ、障がい者、外国籍者、高齢者等、多様な人財の確保を促進し、多様な人財が能力を発揮できる環境作りに取り組んでおります。なお、ダイバーシティ推進に関する情報は、当社ウェブサイトに掲載しております。 http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/stakeholder/diversity.html

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法律の定めに基づき、取締役及び執行役の職務執行を監査する権限を持つ監査委員会を設置し、併せて、取締役会において、内部統制にかかる体制全般を整備しております。また、当社グループは、財務情報に関する内部統制整備を行い、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制報告制度の遵守により、財務報告の信頼性の確保に努めております。

コンプライアンスに関する取り組みでは、基本方針・規則の制定、内部通報制度・コンプライアンス監査制度などを整備しております。また、コンプライアンス教育を行うなど、積極的に啓蒙活動に取り組み、グループ内の意識向上、法令や社内規則の遵守・企業倫理等の徹底を図っております。

大規模災害に関する取り組みでは、大規模地震及び新型インフルエンザのリスクを想定したBCP(事業継続計画)を策定し、事前対策を推進しております。

情報セキュリティに関する取り組みでは、物流業務の受託に際し入手した顧客情報や個人情報など、管理すべき情報資産の取り扱いについて社内規則を定め、内部監査や社内研修等を通じてその徹底を図ると同時に、ISO27001及びプライバシーマークの第三者認証を取得し、情報セキュリティ基盤の強化に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「反社会的取引の防止に関する規則」を制定し、あわせて反社会的取引防止委員会の設置、新規取引先が反社会的勢力ではないことの審査の徹底等により、反社会的取引の禁止並びにその防止のための管理体制を整備しています。

また、新たにグループとなった会社に対しても速やかに反社会的取引防止に関し、当社グループと同様の取り組みが徹底される様、推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、法令や当社が上場している金融商品取引所が定める規則および情報の管理・開示に関する社内規則等に基づき、当社およびグループ会社等に関する開示すべき重要情報を適切に管理し、開示内容の正確性を確保しつつ、公正で、透明性の高い情報の開示を適時、適切に行っています。また、会社情報の内容により、以下の体制を敷いています。

なお、当社は、会社法に規定する指名委員会等設置会社であり、会社情報の適時開示などに関する権限は執行役に移譲され、取締役会と監査委員会は、執行役の業務執行が適切になされるように監督しています。

1. 決定事実・発生事実

経営上の重要な事項を決定する場合、或いは投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が発生した場合、当該部門の担当執行役は、社内規則等に基づき、速やかにIR担当執行役に報告します。当該報告を受けたIR担当執行役は、経営戦略本部広報部に指示し、法令および当社が上場している金融商品取引所の適時開示規則が定める重要事実該当するかどうかを判断し、情報の適正な管理に努めます。適時開示が必要と判断した場合は、開示内容の適正性、正確性を検討の上、開示資料を作成し、関係する執行役の承認を経て、執行役社長に報告の上、経営戦略本部広報部を通じて適時開示を行います。

2. 決算情報

決算に関する情報については、財務戦略本部が決算財務関連書類を作成し、期末の決算情報については、会計監査人の確認後、執行役会の審議及び取締役会の承認を経て、また、四半期の決算情報については、執行役会の審議及び取締役会への報告を経て、経営戦略本部広報部を通じて適時開示を行うこととしています。

3. その他

(1)グループ会社の重要情報については、当該会社を担当する執行役を通じて、情報の適切管理と当社への伝達体制を敷いています。

(2)当社は、適時情報開示とあわせ、会社のウェブサイトを通じて情報開示を行うことにより、広く社外への情報発信を実施しています。

(3)当社は、情報の管理・開示に関する社内規則等を制定し、証券取引に関する法令に定める内部者取引(インサイダー取引)の防止に努めています。

